

中野区から転出される方へ

★ 新しい住所に住み始めた日から14日以内に、転出先区市町村に次のものをお持ちになって転入届をしてください。

① **転出証明書**

又は

マイナンバー（住基）カード（マイナンバー（住基）カードを利用した転出届を出した方）

- ・写真無の住基カードの方は、併せて運転免許等の本人確認書類をお持ちください。
- ・転出先区市町村によっては土日祝日・夜間の時間帯だと受付できない場合がございます。転出先にご確認ください。

② **本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）**

③ **マイナンバー（住基）カード（お持ちの方のみ）**

- ※転入届が遅れると、簡易裁判所の判断により、最大5万円の過料がかかる場合があります。
- ※転出証明書を紛失したときは、再交付の届出を行ってください。（国外転出の場合は、転出証明書はありません。）
- ※転出を取りやめたときは、中野区で転出取消の届出が必要です。転出証明書と本人確認書類をお持ちください。国外転出の場合、パスポートをお持ちください。

★ 転出届を出してから転出日の前日までの間に、中野区の住民票や印鑑登録証明書を申請するときは、転出証明書と本人確認書類をお持ちください。

- ※国外への転出届を出した方は、転出証明書に代えてパスポート（国外転出する方全員分）をお持ちください。
- ※マイナンバー（住基）カードを利用した転出届を出した方は、転出証明書に代えてマイナンバー（住基）カードをお持ちください。

★ 転出届を出した後は、コンビニでの住民票や印鑑登録証明書交付サービスは利用できなくなります。

※世帯の一部が転出した場合は、同じ世帯にいる転出しない方も同様です。（世帯員の転出予定日までの間は利用できません）

<転出に関連する手続き一覧>

項目	中野区での手続き	新住所地での手続き
<p>印鑑登録</p> <p>【住民記録係】 区役所 1階 5番 03-3228-5500</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転出(予定)日をもって、中野区での登録は廃止になります。 	<p>必要な方は、転出先で新たに登録手続きをしてください。</p>
<p>マイナンバーカード (住民基本台帳カード)</p> <p>【マイナンバーカード交付係】 区役所 1階 8番 03-3228-5425</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区でマイナンバーカードを申請中、または受取りがまだの方が区外に転出した場合、カードの交付ができません。転出先で改めてご申請ください。 ・国外転出された方が、国外から日本国内に転入する場合、お持ちのマイナンバーカードは転入時まで大切に保管してください。転入時のカード申請の際カードを返却することで、無料で再発行となります。 ・転出先区市町村によっては、カードを使って利用できるサービスの内容が異なる場合がございます。詳しくは転出先でご確認ください。 	<p>転入届出日から90日以内に継続処理の手続きを行ってください。ただし、転出(予定)日から30日以内かつ転入日から14日以内に転入届を行わなかった場合は、マイナンバー（住基）カードが失効するため、継続処理できません。</p>
<p>国民健康保険</p> <p>【資格賦課係】 区役所 2階 5番 03-3228-5511</p> <p>【国保給付係】 区役所 2階 1番 03-3228-5508</p> <p>【滞納整理係】 区役所 2階 3番 03-3228-5509</p> <p>【国保収納係】 区役所 2階 4番 03-3228-5507</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転出(予定)日（国外転出の場合はその翌日）に中野区での資格はなくなりますので、中野区の保険証はお返しく下さい。返却せず転出後に中野区の保険証を使用した場合、中野区が負担した医療費を後日お返しいただきます。 ・転出日（国外転出の場合はその翌日）以降に発生した療養費、出産育児一時金、葬祭費などについて、中野区国保の給付は受けられません。 ・保険料は再計算して後日お知らせします。現在、保険料の未納がある方は滞納整理係（2階3番）へご相談ください。 ・口座振替をしている世帯の世帯主や口座名義人の方が一部転出し、残る世帯に国保加入者の方がいる場合は、口座振替の変更等の手続きが必要です。国保収納係（2階4番）へご相談ください。 	<p>転出先で新たに加入手続きをしてください。</p>
<p>介護保険</p> <p>【高齢者総合窓口】 区役所 2階 6番 03-3228-6537</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転出(予定)日（国外転出の場合はその翌日）をもって、中野区での資格はなくなりますので、中野区の保険証はお返しく下さい。 ・保険料は再計算して、後日お知らせします。保険料の未納がある方は、介護資格保険料係（2階6番）へご相談ください。 ・転出先が老人ホーム等の施設の方は、高齢者総合窓口（2階6番）へご相談ください。 	<p>中野区で受けた要支援・要介護認定の結果のある方は、転出(予定)日から14日以内に、転出先の介護保険窓口で手続きをすると、現在の介護度の引継ぎができます。</p>
<p>国民年金</p> <p>【国民年金係】 区役所 1階 1番 03-3228-5514</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での転出届の際に必要な手続きはありません。 ・国外転出の場合、出国(予定)日の翌日に、国民年金第1号被保険者の資格はなくなります。前納された保険料は還付されます。 ・国外転出後も保険料の納付を希望する方は、任意加入の手続きが必要です。詳しくは、国民年金係（1階1番）へご相談ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先で確認してください。 ・住民登録地と年金上の住所が違う方、不明な方は、転出先の年金事務所まで確認してください。

項目	中野区での手続き	新住所地での手続き
後期高齢者医療保険 【高齢者総合窓口】 区役所 2階 6番 03-3228-8944	<ul style="list-style-type: none"> ・転出(予定)日(国外転出の場合はその翌日)をもって、中野区での資格はなくなりますので、保険証はお返しください。なお、保険料は再計算して、後日お知らせします。 ・転出先が都外の方… 「後期高齢者医療負担区分等証明書」をお受け取りください。 ・制度加入前に被用者保険の被扶養者であった方、障害認定・特定疾病認定を受けている方は、認定証明書をお受け取りください。 	転出先で新たに加入手続きをしてください。
各障害者手帳・ 各種医療費助成 【障害福祉相談窓口】 区役所 1階 23番 A 03-3228-8956 B 03-3228-8953	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の種類・医療費助成・利用中のサービスは、転出される自治体で必要な手続きが異なります。 ・各種手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)、自立支援医療受給者証(更生・精神通院)、(☎)受給者証 → 区役所1階23番 A にお問い合わせください。 ・転出先が都内の場合「(☎)受給者証交付状況連絡票」をお受け取りください。 ・(☎)医療券 → 区役所1階23番 B にお問い合わせください。 ・各種制度利用に必要な住民税課税(非課税)証明書の取得をおすすめします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先が都内の場合 → 転出先での住所変更・申請手続きをしてください。 ・転出先が都外の場合 → 身体障害者手帳は住所変更、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳は新手帳作成の手続きをしてください。 ・各種医療費助成・サービスは自治体により異なりますので、申請に必要なものを事前にご確認ください。
児童手当 【子ども総合窓口】 区役所 3階11番 03-3228-5484	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当は転出予定日をもって、中野区での受給資格がなくなります。 ※受給者が児童と別居される場合は、子ども総合窓口でお手続きをなさるか左記窓口までお問い合わせください。 	次の期間内に転出先の自治体で申請手続きをしてください。 手続きが遅れると、手当が受けられない月が発生する場合があります。 児童手当…中野区の転出予定日の翌日から15日以内 児童育成(障害)手当…中野区の転出日の翌日から15日以内※都内のみの制度 児童扶養手当・特別児童扶養手当…中野区の転出日から15日以内
ひとり親等手当 【子ども総合窓口】 区役所 3階11番 児童手当係 03-3228-8952	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当・児童育成(障害)手当・特別児童扶養手当を受けている方は、転出日を持って中野区での受給資格がなくなります。左記窓口で転出のお手続きをなさるか、お問い合わせください。 ※児童のみ転出する場合は左記児童手当係までご相談ください。 	児童手当…中野区の転出予定日の翌日から15日以内 児童育成(障害)手当…中野区の転出日の翌日から15日以内※都内のみの制度 児童扶養手当・特別児童扶養手当…中野区の転出日から15日以内
(乳)子(青)医療証 (親)ひとり親家庭等医療証 【子ども総合窓口】 区役所 3階11番 子ども医療助成係 03-3228-3253	<ul style="list-style-type: none"> ・(乳)子(親)青医療証は転出先での転入日の前日(国外転出の場合は転出日)をもって、中野区での資格はなくなりますので、医療証はお返しください。転出後に中野区の医療証を使用した場合、中野区が負担した医療費を後日お返しいただきます。 	区市町村によって制度が異なるため、転出先の自治体にご確認ください。
区立の小・中学校 【学事係】 区役所 5階12番 03-3228-5459	<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を通学していた学校で受け取ってください。 ・引き続き中野区立の学校への通学を希望する方は、学事係(5階12番)へご相談ください。 	在学証明書と転学児童(生徒)教科用図書給与証明書をお持ちになり、手続きしてください。
原付バイク(125cc以下) ミニカー 【諸税係】 区役所 3階7番 03-3228-8908	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車手続きをするか転出先の区市町村で新たな登録手続きをしてください。詳しくは、諸税係(3階7番)へお問い合わせください。 ・国外へ転出される方は、標識交付証明書、ナンバープレートをお持ちになり廃車手続きをしてください。 	廃車申告受付書または中野区のナンバープレート・標識交付証明書をお持ちになり手続きをしてください。
住民税 (特別区民税・都民税) 【課税係】 区役所 3階1番 03-3228-8913 【納税係】 区役所 3階5番 03-3228-8924	<ul style="list-style-type: none"> ・本年1月1日現在中野区にお住まいで住民税の申告をしていない方は、課税係(3階1番)で申告してください。申告していないと、引越先で税証明が必要になったときに、すぐにお取りになれないことがあります。税証明は、必要とする年度の1月1日にお住まいの区市町村で交付します。 ・本年1月1日に中野区にお住まいの方は、その後転出されても中野区に住民税を納付していただくことになります。 ・住民税の未納額がある方は納税係(3階5番)へご相談ください。 ・国外へ転出される方は、課税係(3階1番)で納税管理人の申告手続きをしてください。 	

<国外転出された方へ>

令和5年4月

- ◆ 国外から日本国内に転入する際は ①パスポート(入国時の日付印のあるもの・転入する方全員分)②戸籍謄本または抄本 ③戸籍の附票 ④(お持ちの方は)マイナンバーカードをお持ちになり、新住所地で国外転入の手続きをしてください。
- ◆ 在外選挙人名簿の登録について…日本の国政選挙の投票を行うためには、在外選挙人名簿への登録が必要となります。国外転出届出後、国外転出予定日まで中野区選挙管理委員会へ申請する登録方法(中野区の選挙人名簿に登録がある方)と国外へ転出後、その居住地区を管轄している在外公館へ申請する登録方法(在留届の提出と同時にできます)があります。ご不明な点は、お問い合わせください。

【中野区選挙管理委員会】区役所9階17番 電話03-3228-5541

中野区役所 〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1 TEL 03(3389)1111(代表)